

令和元年9月30日

ご依頼企業 各位

福島県立医科大学附属病院  
臨床研究センター

受託契約にかかる消費税率改訂に伴う運用について

平素より当院の運営に御協力を賜り感謝申し上げます。

令和元年10月1日の消費税率改訂にあたりまして、皆様よりご依頼いただいている治験、製造販売後臨床試験、製造販売後調査等の受託契約にかかる消費税率の適用につきまして税務当局と折衝を行っておりますが、現在のところ結論を得られておりません。

よって、税務当局の判断がでるまでの間につきましては、暫定的に下記の内容にてご請求を差し上げることとし、適用税率確定後に税額に変更がある場合につきましては、差額の精算手続きを行うことといたします。

ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1 治験、製造販売後臨床試験のご請求にかかる暫定的な消費税率

令和元年9月30日までの契約案件の契約時の費用請求：8%  
令和元年10月1日以降の契約案件の契約時の費用請求：10%  
令和元年9月分までの月次の費用請求：8%  
令和元年10月分以降の月次の費用請求：10%

2 製造販売後調査のご請求にかかる暫定的な消費税率

令和元年9月30日までの契約にかかる費用請求：8%  
令和元年10月1日以降の契約にかかる費用請求：10%

(事務担当：基盤部門 主任主査兼係長 松戸 一博 電話 024-581-5173)